

## ルール概念に関する予備的検討

### — 道徳に関する心理学的アプローチ —

広 田 信 一

地域教育文化学部 地域教育学科

(平成18年10月2日受理)

#### 要 旨

本研究では、ルール概念に関して予備的検討を試みた。

ルール概念について検討するために、まず道徳研究について概観した。特に法律や哲学の領域でどのように道徳が扱われているのかについて検討した。

その結果、道徳の定義が曖昧な段階で、研究が進行していること、そのため研究に統一性がないことが明確となった。

そこで本研究では、心理学的視点に焦点を当て、どのように検討されてきたのか概説した。特に Piaget と Kohlberg の理論を取りあげ、認知発達の観点から行われた研究に焦点を当てた。その結果、段階の設定の仕方に関する問題点が指摘された。

#### 1. はじめに

例えば我々は日常的に、「悪いことをしなければ、警察に逮捕されることもないし、もちろん刑務所に行くこともない。」と考えている。

しかし、我々の多くは、法律の専門家ではないし、法律についての知識を多く持っているわけでもない。にもかかわらず、自分が意図しない限り、悪いことをしないはずだと考えているし、その結果として逮捕されることもないと考えている。

また、しばしば「マナーができていない。」あるいは「常識がない。」という観点から、他者に対する批判が行われる。この問題も同様に、我々はマナーのすべてを知っているわけではないし、常識のすべてを知っているわけでもない。この問題の場合は、そもそも「マナーとはなにか、常識とはなにか」という問いに対する共通理解ができた答えが用意されているわけでもない。それでも我々は、このような観点による思考を行い、行動を決定していると考えられる。このような我々が生活する世界における規範に関連した思考を本研究では、ルール概念として研究対象とする。ルールとは、多くの人々が、「すべきだ」あるいは「すべきでない」と考えていたり、信じたりしている行動である (Argyle, M. and Henderson, M. 1985)。ルール概念の示す範囲は膨大であるが、まず本研究ではルール概念の中でも特に善悪という観点から、哲学的知見や法律的知見を手がかりにしながら、主

として心理学的観点から考察する。

## 2. 善い・悪いとは何か

そもそも「善い」「悪い」あるいは「悪くない」「よくない」といった判断を行うためには、そこには何らかの基準がある。法律の場合は、「罪とされる行為」に当該の行為が該当するかどうかという基準が存在し、該当した場合、「法を犯した」と判断される。しかし、この判断では、行為が該当するかどうかということが問題なのであり、だから、「悪い」「善い」という判断とは、別の基準であると考えられる。

この問題に関連して、中川（1989）は、赤穂浪士の討ち入りを例にとり、明白な違法行為がそれとは意識されないほど自然に肯定されている事実を前提にした考察を行っている。そしてその結論として、天下の大法といえども、正義とは関係がないということ、そして普遍的正義を語るものとして法が存在しているのではないという日本人の法感覚が暗示されていると述べている。さらにこのような法意識は、欧米の法意識とは根本的に相違していることを指摘している。また法は秩序維持のための「手段」であるという考え方が示され、人間生活では正義は大切であるが、秩序も大切である。そして正義と秩序は突き詰めると両立しないから、法を秩序保持の機構としてみると考察している。その結果、倫理的義務と遵法は別物であって、正義と法の両方を満たすために、立派な行為のために、処刑されるということがありうるということを示している。

金沢（1984）は、法と道徳、特に刑法と道徳は、ともに人間の行為を規律する規範であるという点で共通性があり、密接に関係しているとした上で、道徳の判断基準は善悪であることに対して、刑法では、違法性、適法性ということが基準になると指摘している。

法律と道徳の関連という観点から、善悪が道徳的観点から行われる判断であるということが明らかとなったが、我々は、良い、悪いという言葉、ある種の基準に「あっている」、「あっていない」ということにも使用している、例えば、成績の評価に「良」というものがあるが、これは道徳的に「良い」という意味ではなく、成績の序列あるいは相対的位置を示すものである。したがって、本研究においてはこれ以降、道徳的基準に関して行われる判断については、「よい」「わるい」を使用し、それ以外のものと区別して使用することとする。したがって、法律的には、「あっている」が、道徳的には「善くない」とか、法律的には、「まちがっている（違法である）」が、道徳的には「善い」といった考え方が可能となることを指摘しておきたい。

## 3. 道徳と法律の関係における素朴概念の間違い

先に示した「悪いことをしなければ、警察に逮捕されることもないし、もちろん刑務所に行くこともない。」と考えている我々は、2重に誤っている。「悪い」という意味を「違法」と読み替えても、その場合はどのような行為が法律的に間違っているのか先行して知っていなければならず、我々全員が法律家並みか、すべての我々の遂行しようとする行為が

適法か否かを知っているという意味ではそれと同等以上の法的知識を持っていることが条件となる。我々一般人がそのような知識を持っているわけではないことは現実的に明らかであるので、無理な発想である。また文字通り「悪い」を道徳的基準として読んで、先に示されたように道徳と法律は独立しているので、「悪い」ことをしなくても、法的に違法といったことはあり得るのである。その結果、刑務所に行くことも考えられる。したがって、素朴に「悪いことをしなければ、警察に逮捕されることもないし、もちろん刑務所に行くこともない。」と考えていることは、論理的にも現実的にも誤っているのである。

しかし、私たちは、そのように考えて日常生活を送っているのであろうか？ 他者のそのような問題意識にあまりふれたことがないが、どのように多くの人間がこの問題について考えているのかについては、もしこのような問題に疑問なく日常生活が送れているのであれば、心理学的見地から検討を試みる必要がある。

#### 4. 道徳とはなにか

「善悪」という基準が、道徳的なものであることを示したが、そもそも道徳とはなにかということについて、明らかにすることが必要である。この問題は倫理学という学問の存在が示しているように、その問題自体が現在進行形で問われている。したがって結論から述べるならば、すべての人が納得するような明確な答えは現在存在していない。しかし道徳に関連した事象は、少なくとも思考の中には存在していることは確かであると考えられるので、本研究では道徳的懐疑論における存在そのものについての議論は行わない。

道徳に関する辞書的な意味を引用すると、道徳とは、人々が、善悪をわきまえて正しい行為をなすために、守り従わねばならない規範の総体で、外面的・物理的強制を伴う法律と異なり、自発的に正しい行為へと促す内面的原理として働くものであるとしている（大辞泉 1998）。また第2項目では、道と徳を説くところから、老子の学であり、規範行動や判断の基準となる模範、手本という意味が示されている。第3項目では、ドイツ語の Norm に対応して、哲学で、判断・評価・行為などの基準となるべき原則という意味があげられる。

ここに示されるように道徳という概念に関しては、善悪以外にも、倫理、そして規範といったかなり幅広い概念が日常的に使用されており、道徳という言葉からイメージされるものには、異なりがあることが推測できる。したがって本研究で使用する道徳の定義については、道徳そのものが何を示すのか少なくとも決定されていないこと、そのため定義が困難なことをふまえながらも、善悪を基準とした内面的原理として議論を進めていくこととする。

そこで善悪について、特に倫理学の中でどのように考えられてきたかについて、後述する心理学的側面における問題意識と特に関連するものについてふれておく。

善悪についての記述は、ギリシア時代にさかのぼることができる。ソクラテスは、人はすべて善を求めている。したがって悪の行為は善に対する知識不足が原因である。したがって徳は知識であると指摘している。

プラトンは、「国家」のなかで、ケパロスとその息子ポレマルコスを代表に、「嘘をつか

ないこと」、「真実を語ること」、「借りた物を返すこと、友人には利を与え、敵には害を与えること」、「よい人間には利を与え、悪い人間には害を与えること」といったノモス（慣習・法律的なこと）でしか正義を定義することができないことを記述した。そしてその対局としてトラシュマコスに、ノモスの上での正義と道徳性は、支配者グループによって作られた規則であり、自分たち自身の利益を追求し、それ以外の人々を抑圧するために作られた規則であると述べさせている。したがって、「騙されるな」、「君が首尾よくやれるときはいつでも規則を無視せよ、他人の利益ではなく、自分の利益を追求せよ」。として唯一合理的で自然的な態度は、自己の利益の追求であり、ノモスの上での正義は退けるべきであるとした。その中間系としてグラウコンとその兄アディマントスに、人々各人が自己利益を追求するならば、他者も同様に振る舞い、その結果、個人に害を与えるかもしれない。したがって、すべての人が同様に差し控えるという条件で、他者にできるだけ危害を加えることは控えようという考えに達せさせた。その場合正義はまったく約束事であるノモスということになる。しかし同時に正義はすべての本性が自ずから善きものとして追求する私利に達する最善の近道となるといった点が、自己利益を追求することが善であることを認めている。

アリストテレスは、ニコマコス倫理学の中で、プラトンのアイデアについての知識は、永遠不変なるものについての知識であるが、倫理学の知識は、我々の実際の行為を導くものでなくてはならない。したがって、倫理学では主題へのふさわしさを超える正確さや厳密さを求めるべきではない。どんな分野にもそれにふさわしい精密さの基準がある。従って倫理学に期待できる一般規則とは、ただ大まかな真理性を有し、そして日常生活や個別の状況に立脚した経験の蓄積に由来している一般規則であるとした上で、以下の指摘を行っている。人間活動の究極の目的は幸福であり、幸福は理性と一致した活動をするところに存在し、理性と一致して活動することは、すべての伝統的な徳の際だった特徴である（Norman, 1998）。

ヒュームによると、「すべての人が、すでに十二分に持っているのに、何の目的で財貨の分配がなされるのか。おそらくは何の侵害もありえないところに、なぜ所有権が発生するのか。この物が他人に奪われても、私が手を伸ばさえすれば、それと等価値のものを私自身手にすることができるときに、なぜそれを私のもの（Mine）と称するのか。（中略）現在の困窮せる人類の状況にあってさえ、何らかの恩恵が、自然により、限りなく豊かに授けられているところでは、我々が常にそれを全人類の共有に委ね、権利（right）や財産（property）の細分などをしないのを我々は知っているのである。」と指摘し、このように公正あるいは正義の規則は、人々がおかれている特殊な状況と条件とにまったく依存していると述べている。

カントは、道徳法則の命令とは、仮言命法ではなく、定言命法の形式によって行われるべきものであるとして、道徳とは義務であるとしている。そして、「あなたの格率が普遍的法則となることをあなたが欲しうように行為しなさい。」といった法則に従うことが必要であると指摘した。この法則は、「人に自分がしてほしいと思うような方法で、他者に対して行為しなさい」といった多くの宗教や思想で見いだされる黄金律と類似した考え方である。

ニーチェ（1887）は、「我々は道徳的諸価値の批判を必要とする、これらの諸価値の価

値そのものがまずもって問われなくてはならぬ」と述べている。そして「善人を悪人よりも価値高いものとして評価し、およそ人間なるもの（人間の未来も含めて）にかかわる促進・効用・繁栄という点で善人を高く評価することについては、これまで露いささかも疑わず惑いためらうこともみられなかった。ところでどうだろう？もしその逆が真理であるとしたら？どうだろう？もし善人の内にも後退の兆候がひそんでいるとしたら？同じくまた、もしかしたら未来を犠牲にして現在が生きようとする一つの危険、一つの誘惑、一つの毒、一つの麻酔剤がひそんでいるとしたら（中略）。かくして道徳こそが危険の中の危険であるとしたら。」と述べている。このような道徳また道徳的価値そのものに対する懐疑的考え方を提示しているのである（Norman, 1998）。

ここに示したものは、後述の心理学的アプローチと直接関連が想定できる部分だけの要約であるが、心理学以外の領域において検討されてきた知見は、心理学的観点からの研究とどのように関連しているのかについて、検討する必要があると考えられる。

## 5. 心理学における道徳研究

道徳的要因に関する心理学的研究は、社会的学習理論や精神分析的人格理論によって説明する立場もあるが、主として認知発達のアプローチによって行われている。その中でも代表的な研究者の理論は、Piaget とその理論的継承者を自らも認める Kohlberg による道徳的判断における発達の理論である。これらの理論の中で、道徳性がどのように扱われてきたのかについて、主たる部分を概観する。

## 6. Piaget の道徳研究

Piaget (1948) は、道徳的判断が発達的に変化することを示した。その道徳的判断には、規則の実践に関する発達段階と規則の意識に関する発達段階の2つのそれぞれが独立した発達段階があるとした。まず規則の実践に関する発達段階は、下記の4段階からなるとした。

### (1) 規則の実践に関する発達段階

第1段階は、純粹に運動的・個人的性質のもので、この段階では、こどもは彼自身の願望の指図のままに、また運動的慣習によって、マールを取り扱う。これは多少とも儀式化された図式を形成するように導くものであるが、然しゲームはまだ純粹に個人的なものであるから、運動的規則についてのみ話すことはできるが、真の集団的規則については何も言うことができない。

第2段階は、次に述べる理由によって、自己中心的と呼ぶことができる。この段階はこどもができあがっている規則の例を外部から受けるそのときから始まるもので、すなわち2歳から5歳のあいだのいつかにはじまるのである。

然しこどもはこれらの例を模倣はするけれども、遊び仲間を見いだそうとせず、一人で遊ぶか、あるいはほかのこどもと遊んでも、それに勝とうとしないかである。従ってゲー

ムの様々な異なる方法を統一しようとすることもない。いいかえればこの段階のこどもは、友だちと一緒に遊んでいるときでも、各々自分のみで遊び、そして何らかの規則を制定しようなどとは思わないのである。こどもが自己中心性と称したのは、他者を模倣することと、受けた例の純粋な個人的利用とを組み合わせたこの2重の性質である。

第3段階は、7、8歳の間に現れるが、私どもは、この段階を初期協同の段階と呼ぶ。この時期の遊技者は、仲間に勝とうとつとめる。そこで相手を相互に拘束したり、規則を統一したりしようというような問題に関心を持ち始める。

ただ、一つのゲームの進行中において、大体において一致するものであるにしても、まだ規則一般の観念は漠然としている。

いいかえれば、7歳から8歳の同一学級のこどもらは、絶えず仲間と一緒に遊んでいるけれども、一人一人に聞いてみると、マール遊びの規則に関する話は極めて別々であって、しばしば全く矛盾している。

第4段階は、11歳から12歳に現れる。これは規則の制定化の段階である。この段階において彼らは規則を尊重するようになる。単に勝負におけるあらゆる手続きが詳細に規定されるばかりでなく、守られるべき規則の実際の法典は、仲間全体の知るところとなる。11歳から12歳にかけての同一学級のこども達は、ゲームの規則や変えられる限りの変化に関して質問されるならば、驚くべきほど一致した答えを与えるものである。

## (2) 規則の意識の発達段階

規則の意識の発達段階については、以下の3段階があるとした。このことは、実施よりも全体がつかみづらいたうえで、大まかにいって、3段階に表示することができるとしている。

第1段階では、規則は、性質上まだ純粋に運動的であるからか、もしくは義務的実在としてではなく、興味ある例としていわば無意識的に受容されるから、まだ強制的ではない。

第2段階では、(自己中心的段階の頂点から協同段階の半ばまで) 規則は大人から発生し、永続的なものであるから、神聖にして侵すべからざるものだと考えられ、修正してみてもどうかと尋ねても、こどもはそれを違反だと考える。

第3段階は、規則は相互の同意に基づく法則であると考えられ、もしもまじめにやろうとするなら、まずこれを尊敬しなくてはならないが、みんなの同意をえるならば、随時修正することが許されるものであると考えられる。

意識の発達と実践に関する発達に関しては、関係があることは疑いはない。また集団的規則は最初は個人にとって外部的なものであり、従って神聖なものであるが、やがて漸次自分のものとするにつれて、最終的には、それが相互同意と自立的良心との自由な所産であると感じられるようになる。

## (3) 大人の拘束と道徳的実在性

さらにこどものゲームの規則の分析の中で、こどもが小さいうちは、規則を単に服従的なものだと考えるだけでなく、絶対のもの、神聖にして犯すべからざるものと考えていることが明かとなった。さらにこどものこの態度は、年長児の拘束や大人によって与えられたもので、従って規則は本来義務的といわれているものと同一視されるべきものであることも明確化した。

こどもの義務感の早期の形式は、本質的には他律的形式であることを明らかにし、他律

性と自己中心性の関係については、他律は、精神的変化を招来するのに十分ではなく、自己中心性と拘束は、よい仲間であったとしている。

そしてその道徳的実在性は、3つの特性を持つ。

第1に、義務というものは本質的に他律的なものである。それゆえに、善は、服従によって厳格に特定される。

第2は、規則が守られるのは文字通り要求するのであって、精神においてではない。

第3は、こどもの道徳的実在性は、責任の客観的概念を惹き起こしてくる。

このように Piaget の道徳判断の発達段階は、思考の作用として、あるいは思考上の機能として、それが良いとか悪いとかといった価値判断を排除した、発達段階と考えられる。

## 7. Kohlberg の道徳判断の発達

Kohlberg (1980) は、まず連合主義と認知発達アプローチを対比させながら、彼のアプローチが認知発達のなものであることを記述している。彼の考える認知発達とは、認知構造を行為に対するスキーマととらえ、有機体と環境の相互作用がより均衡化することであるとしている。そしてこのような考え方は、認知発達一般に有効であるがゆえに、物理的対象のみならず、道徳性といった社会的対象においても適応されると考えた。このような考え方によって、道徳を対象とした研究の前に、Kohlberg は、「夢概念の認知発達の変化」に関する重要な研究を行っている。夢概念に関する発達の道筋を6段階に分け、実在するものではない、実際に見えるものではない、内的起源をもつ、内的場所でおこる、物質的なものではない、自分がひきおこしているといった6段階を設定し、この順序が非可逆的順序で発達することを見いだした。この夢概念の発達の变化に関する研究が、道徳性に関する彼の研究に影響を強く与えたと考えられる。

Kohlberg の発達段階に関しては、3つの水準とさらにそれらを段階に分割した6段階が有名である。彼は発達段階をしばしば変化させているが、この3水準6段階が著名であり、ここではそれを取りあげる。

### (1) Kohlberg の発達段階 慣習的水準以前

まず慣習的水準以前のこの水準のこどもは、文化の規則と「善い」「悪い」「正しい」「間違っている」という、行為に付けられたラベルに敏感である。しかし、それらのラベルは、行為によって生じた物理的な結果または快楽主義的な意味での結果(罰、報酬、好意の交換)がどうかという点で解釈されるか、あるいは規則やラベルを宣言した人の身体的な力がどうかであるかという点から解釈される。この水準は、次の二つの段階に分けられる。

第一段階 罰と服従への志向 物理的な結果によって行為の善悪を判断し、結果のもつ人間的な意味や価値を無視する。罰を避け、力のあるものに対して盲目的に服従することは、それ自体価値のあることとされる。しかし、罰や権威によって支えられて背後に存在している道徳的秩序を尊重することによって、それらが価値づけられるのではない(その場合は第四段階である)。

第二段階 道具主義的な相対主義志向 正しい行為とは、自分の欲求や場合によっては他人の欲求をみたすための手段である。人間関係は、取引の場のようにみられている。公

平、相互性、平等な分配という要素は含まれているが、それらは常に物質的で実用主義的に解釈される。相互性は、「君が僕の背中をかいてくれば、僕も君の背中をかいてあげる（魚心あれば水心）」といったものであり、忠誠、感謝、公正といった事柄ではない。

### (2) Kohlberg の発達段階 慣習的水準

次に慣習的水準では、各人の家族、集団、国家のもつ期待が、直接的にどのような結果が明確に生じようとも、それ自体価値をもつものとしてとらえられる。個人的な期待や社会秩序に同調するという態度だけではなく、忠誠心をもった態度、秩序を積極的に維持し、支持し、そしてそれを正当なものとする態度、そして、秩序に含まれる人々や集団と同一視する態度をとる。この水準は次の二つの段階に分けられる。

第三段階 対人的同調、あるいは「よいこ」志向 善い行為とは、他を喜ばせたり、助けたりすることであり、他者から肯定されるようなことである。多数派の行動あるいは「自然な（普通の）」行為という慣習化された（ステレオタイプの）イメージに自分を同調させる。行為はしばしば、その意図の善し悪しによって判断される。彼はよいことを意図しているということは、まず重要なこととなる。「善良であること」によって是認を受ける。

第四段階 法と秩序志向 権威や固定化された規則、そして社会秩序の維持を指針とする。正しい行為とは、義務を果たすこと、権威への尊敬を示すこと、すでにある社会秩序をそれ自体維持することである。

### (3) Kohlberg の発達段階 慣習的水準以降

慣習的水準以降は、自律的、原理化された水準とされているが、道徳的価値と道徳的原理を定義しようとする明確な努力がみられる。それらの道徳的価値や道徳原理は、それらを支持する集団や人々の権威とは独立に、そしてそれらの集団に個人が同一視しているということとも独立に妥当性を持ち、適用性をもつものである。この水準もまた、二つの段階に分けられる。

第五段階 社会契約的な法律志向 一般に功利主義的な色合いを帯びている。正しい行為とは、一般的な個人の権利や、社会全体によって批判的に吟味され一致した基準によって定められる傾向がある。私的な価値観や見解の相対性を明確に意識し、「見解」に関することがらである。結果的には法的な観点が強調されるが、社会的利益についての合理的な考察によって法を変えることができることも、同時に強調される（第四段階の「法と秩序の考え方のように法を固定化するのではない」）。法の領域を離れば、自由な同意と契約が、義務に拘束力を与える要素である。この考え方は、合衆国の政府および憲法における「公式の」道徳性である。

第六段階 普遍的な倫理的原理の志向 正しさは、論理的包括性、普遍性、一貫性に訴えて、自分自身で選択した「倫理的原理」に従う良心によって定められる。それらの倫理的原理は、抽象的であり、倫理的である（己の欲するところを人に施せ。定言的命命）。すなわち、それらは、「公正」、人間の「権利」の「相互性」と「平等性」、「個々の人格」としての人間の尊厳の尊重という、普遍的な諸原理である。

このように Kohlberg の道徳性の発達段階は、純粋な思考作用（機能）というよりは、より価値的志向性の高いものであると考えられる。つまりより上位の段階の考え方の方が、下位の段階の考え方より優れているといった価値意識が強く反映したものであると思われる。

## 8. 心理学的道徳段階における問題と今後の課題

Piaget と Kohlberg について取りあげたが、認知発達理論家と呼ばれるものでも、発達段階の設定には大きな異なりがみられる。特に Kohlberg の段階の区分は、判断の「価値」に基づいて行われていると考えられる。また一部は、Piaget と同様の判断の「機能」に基づいている部分もみられる。まずこのような意味において段階の区分に関する一貫性が不足しているために、段階設定や移行に関する様々な批判が存在する可能性がある (Kohlberg ら、1992)。

しかしこのような問題より、より本質的問題として「価値」に基づいた段階設定そのものが妥当であるかについて検討することが必要である。先に哲学的知見について、概略的に述べたが、まずどのように考えることが正しいのかということについて、共通した結論は今のところ存在しないこと、それ故ある考え方の優越を他の考え方に対して結論することはできないことは明確である。このような考え方を Kohlberg 自身は、相対主義的考え方であり、このような考え方では道徳を理解することはできないと考えていたようである (Kohlberg ら1982)。しかし、たとえば第4段階は、プラトンのケパロスに代表される最も単純な正義感と類似し、第5段階は功利主義的観点をとることとなっている。仮に価値的な上下をつけるとしても、この間隔はどのような意味でこの間隔となっているのか、歴史的にみれば、千年以上も隔たっており、この間に生まれた様々な考え方はどうなるのか、なぜこの第4段階の後が、5段階目となるのか、詳細な説明はない。

また、考え方の価値の上下について、なぜ功利主義的考え方が、ケパロスの考え方より上なのかに関する詳細な説明もない。

とすれば、いわゆる「事実」としてこのような「現象」が起きるからということが、主張の根拠となりうるのであろうが、このような思考が非可逆的でないことが証明されない以上、段階の正しさは証明されないと考えられるが、そのような方法で検証されている研究は存在しない。また先にあげた例でも示すことができるように、功利主義的に考えることも、ケパロスのように考えることもその考え方そのものは理解できる。これは Piaget が示したような意味での、段階の非可逆性とは異なっていると推測できることも指摘しておく必要がある。

もっとも Kohlberg が指摘するように、道徳研究は相対主義的態度のみで解決できるような対象ではないということに関しては、彼の研究が教育や哲学といった他領域の研究者からも注目されてきたように明らかであると思われる。この問題は、その「意味や価値」における知見が必要な要素であると考えられるからである。

今後の道徳性の心理学的研究において最も必要な観点は、他領域特に哲学や法に関する研究の知見を取り入れながら、心理学的に測定されるべき対象としての道徳性を吟味し、明確にしていくことであると思われる。そしてたとえば混同しやすい善悪の次元、価値の次元、法律的適合性の次元、理想としての次元、現象としての次元などの複数の次元をできる限り明確に区分しながら、またエポケー的態度によって検討を進めることが、ルール概念の解明に寄与できる方法であると考えられる。

## 参 考 文 献

Argyle, M. and Henderson, M. 1985 *The Anatomy of Relationships and Rules and Skills to Manage Them Successfully* Penguin books London. (人間関係のルールとスキル 1992 吉森護編訳 北王路書房)

Hume, D. 1951 *Enquiries concerning Human Understanding and concerning the Principles of Morals* (ed.) Selby-Bigge, Oxford. (*An Enquiry concerning the principles of Morale*) (デイヴィッド・ヒューム 1993 道徳原理の研究 渡部峻明訳 哲書房)

金沢文雄 1984 *刑法とモラル* 一粒社

Kohlberg, L. 1971 *From Is to ought*. In Micheal (Ed.) *Cognitive Development and Epistemology*. Academic press. New York. (コールバーグ 1985 *道徳性の発達と教育* 永野重文編 新曜社)

Kohlberg, L. 1980 *Stage and Sequence The Cognitive-Developmental Approach to Socialization*. In Goslin (Ed.) *Handbook of Socialization Theory and Research*. Houghton Mifflin Co. (コールバーグ 1987 *道徳性の形成 認知発達のアプローチ* 永野重文監訳 新曜社)

Kohlberg, L. Levine, C. Hewer, A. 1983 *Moral Stages*. Karger. (コールバーグ, レバイン, ヒューアー 1992 *道徳性の発達段階* 新曜社)

松村明監修 1998 *大辞泉* 小学館

中川剛 1989 *日本人の法感覚* 講談社現代新書

Nietzsche, F. W. 1887 (*ニーチェ・フリードリッヒ Jenseits von Gut und Böse Zur Genealogie der Moral* 1993 *善悪の彼岸 道徳の系譜* 信太正三訳 ちくま学芸文庫)

Norman, R. 1998 *The Moral Philosophers*. Second edition. Oxford University Press. London 1998 (リチャード・ノーマン *道徳の哲学者たち* (第2版) 塚崎智・石崎嘉彦・樫則章 監訳 ナカニシヤ出版 2001)

Piaget, J. 1948 *The moral judgement of the child*. Glencoe, Ill Free Press. (児童の道徳判断の発達 1957 大伴茂訳 同文書院)

## Summary

**Shinichi HIROTA**

### **Preliminary Study about a Rule Concept : Psychological approach about morality**

The purpose of this study is to investigate preliminary study about a rule concept.

At first, a morality is examine to clarify a rule concept.

In particular, I examined how morality was handled in a domain of a law and philosophy.

As a result, it became clear that a study went at the stage that a definition of morality was vague, that therefore a study did not have unity.

Therefore, in this study, I assigned a focus to a psychological viewpoint and gave an outline how it had been examined.

Piaget and Kohlberg theory were examined from a point of view of a cognitive development theory.

As a result, problems about a way of setting of a stage were pointed out.

(Faculty of Education, Arts and Science)

